

## 福井県地域人づくり事業：中小企業の経営革新応援事業 (雇用拡大プロセス) 募集要領

### 1 事業目的

雇用情勢が依然として厳しい状況にあるなか、県内の小規模・中小企業が、新分野進出や新商品開発等に関する事業を実施するに当たり、事業のサポートを行うために新たに人を雇用し、事業実施に必要なスキルを付与する研修等を行う費用を支援することで、中小企業の経営革新と雇用の拡大を図ることを目的とします。

いただいた提案の中から、事業の新規性や独自性、成長性および実現性などを評価し、事業者と協議のうえ、事業の実施を委託します。

第1次募集の選定終了後に、状況に応じて第2次募集を予定しています。

### 2 応募対象事業

#### (1) 提案事業の内容

提案事業の内容は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- ①新分野展開や新商品、新サービス開発、生産や販売方法の改善（以下「経営革新事業」という。）に伴い、新たに人を雇用し、業務のサポートを図ろうとする民間企業等が行う事業（以下、「雇用拡大プロセス」という。）  
なお、上記における新分野展開とは、産業細分類を超えて新たな事業に取り組むことをいう。また、新商品、新サービスは、自社にとって新たな取組であれば、他の事業者が採用していることでも構わないが、すでに相当程度普及しているものは含まない。
- ②中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第十八号）第17条の規定に基づく認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が事業計画の策定と実施に当たってのフォローアップを行うこと。
- ③建設・土木事業でないこと。
- ④委託費の支給対象経費について、国・県・市町の他の助成金・補助金等を受けないこと。

#### (2) 事業の実施に当たっての要件

提案事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のほか、「福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領」で規定する要件のすべてを満たす必要があります。

- ①事業を実施するため、新規に失業者を雇用すること。

- ②新規雇用する失業者の雇用期間は1年以内とし、事業の委託契約は最長1年であること。
- ③失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTと、職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTの両方を組み合わせた「人材育成・就業支援計画(様式2)」を策定し、これに基づき人材育成および就職支援を行うものであること。
- ④事業の実施にあたり、新規雇用した労働者が、当該事業における雇用・就業期間終了後において、安定した雇用につながるよう、生活・就労相談支援事業等を活用して、就業ニーズや適正に合った雇用就業機会を提供するとともに、安定した雇用に向けた再就職支援を行うものとする。

### 3 応募要件

次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ②福井県内に事務所を有する中小企業者
- ③当該事業を的確に遂行する能力を有すること。  
(総勘定元帳等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿および賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。)
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- ⑥民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申し立て、または破産法の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑧県税に滞納がないこと。

### 4 応募に際しての留意事項

#### (1) 事業の実施期間

- ①提案事業実施期間      1年以内
- ②事業の開始              事業採択を決定し、委託契約締結後

#### (2) 委託料の上限額

一つの委託事業の上限額は3百万円とし、事業成果に見合った金額とします。

### (3) 対象経費

① 対象となる経費:新たに雇用する失業者の person 費および経営革新事業に従事させるための研修に係る経費

※委託事業に係る総事業費のうち新規雇用失業者の person 費が5割以上であること。

経費区分	内 容
新規雇用人件費	賃金 通勤手当 社内規定により労働者に対する支給が義務付けられている手当等 社会保険料(雇用保険料、労災保険料等)に係る事業主負担分 人件費にかかる消費税
研修に係る経費	研修受講料 研修旅費(宿泊費含む) 社内で行う勉強会開催のための経費 (専門家謝金、印刷製本費、消耗品費等) 新規雇用者の失業者がOJTで使用するパソコン、車等のリース費 その他事業を実施するために必要と認められる経費

※研修費では、既存従業員が同じ研修を受講したり、社内で一緒に受ける研修にかかる費用を負担することはかまわない。

② 対象とならない経費

- ・社内研修会において、役員、従業員等が講師となった場合の謝金
- ・研修期間中の既存従業員への日当や奨励金等
- ・施設や設備の整備等のハード面への支出
- ・原材料など受託事業者の本来業務に係る経費
- ・国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・事業の全てを委託する委託費
- ・その他、事業との関連が認められない経費

③委託契約額についての留意事項

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額します。

人材育成を目的としている事業であり原則収入は生じないと考えるが、以下の場合には注意が必要です。

- ・物品販売業:原材料費等を自前財源で措置し、事業費のほとんどが person 費に充てられる場合、その売上は収入に当たりません。
- ・人的サービス業:経費のほとんどが person 費であっても、新規雇用の失業者の役務の提供によって売り上げが生ずる場合は収入となります。

なお、研修について手数料や参加費(名称問わず)等を第三者や支援対象者等から徴収した場合は収入となります。

委託契約期間終了月時点で当該基金事業に従事している失業者のうち1/2以上の者を継続して雇用する場合、委託費により発生した収入の返還を要しません。

#### (4) 新規雇用の要件

- ①新規雇用する失業者の募集にあたっては、できる限り公共職業安定所へ求人申し込みを行うなど、募集を公開してください。
- ②失業者を新規雇用する際には、本人に失業者であることを確認する必要があります。失業者であることの確認は、本人への聞き取りのほか、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めてください。

#### (5) その他

- ①応募した事業者等が次の事項に該当した場合は、失格とします。
  - ア 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
  - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
  - ウ 全ての応募書類（添付書類を含む）を期限内に提出できない場合
- ②応募書類は原則として返却しません。
- ③必要に応じ、提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- ④応募に関して必要となる費用は、応募する民間企業等の負担とします。

## 5 応募手続き等

(1) 応募期間 平成26年4月25日(金)～平成26年6月10日(火)

(2) 応募方法 持参または郵送

(3) 提出先 福井県産業労働部産業政策課  
創業・ITビジネス支援グループ  
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号  
TEL：0776-20-0537

(4) 提出書類 ①応募申込書（様式1）  
②経営革新計画（別表1）  
③実施計画（別表2）  
④実施計画の具体的内容（別表2-2）  
⑤経営計画および資金計画（別表3）

⑥人材育成・就業支援計画（様式2）

⑦認定支援機関の確認書（様式3）

⑧その他、必要な書類（別紙）

\*提出書類は、福井県産業労働部産業政策課のホームページよりダウンロード可

(5) 提出部数 3部

#### (6) 応募に関する質問

①受付先 福井県産業労働部産業政策課

創業・ITビジネス支援グループ

Fax 0776-20-0645

E-mail sansei@pref.fukui.lg.jp

②受け付け方法 別添の「質問書」に質問内容などを記載の上、電子メールまたはFAXにより受け付けます。

③回答方法 質問への回答は、県産業政策課ホームページに掲載予定

## 6 委託事業の選定

### (1) 選定方法

委託事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものを、予算の範囲内で選定します。なお、必要に応じてヒヤリング等を実施します。

◎事業の実施により、中小企業の経営革新が図れ、従業員の継続雇用が期待できる事業であること。

◎事業計画および実施方法が、事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果が期待できるものであること。

### (2) 審査結果の通知および公表

選定の結果は、決定後速やかに応募者に対して通知します。また、選定した事業については、県産業政策課のホームページで公表します。

## 7 委託契約についての留意事項

### (1) 委託契約の締結

①応募企業と県担当課との間で、企画提案書等の内容を基に業務履行に必要な協議を行います。県との協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結します。

- ②事業実施期間が年度を跨ぐ場合、契約期間は年度末で一旦区切ります。  
(例：26年7月1日～27年3月31日、27年4月1日～27年5月31日)

## (2) 経費の精算

委託金額の範囲内で、実際に事業に要した経費に応じて契約金額の精査を行います。

## (3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額します。

## (4) その他

- ①委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である県に帰属します。
- ②委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働契約法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関連法令等を遵守してください。

## 8 事業報告

- (1) 事業終了後、事業実施や成果に関する報告書、収支総括表等を提出していただきます。なお、事業の進捗状況等の報告や事業終了後の当該新規雇用失業者の就労状況について報告を求めます。
- (2) 会計関係帳簿書類や労働関係帳簿を整備し、当委託事業に係る経費等を明確に区分してください。必要に応じて、事業実施中に検査を行います。
- (3) 当事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院による実地検査の対象となります。

### 【問い合わせ先】

福井県産業労働部産業政策課

創業・ITビジネス支援グループ（児玉・岸本）

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0537 Fax 0776-20-0645

E-mail sansei@pref.fukui.lg.jp

《別紙》

企画提案参加申込に必要な書類（雇用拡大プロセス）

提出書類		法人	個人
所 定 様 式	応募申込書（様式1）	○	○
	・経営革新計画（別表1）	○	○
	・実施計画（別表2）	○	○
	・実施計画の具体的内容（別表2-2）	○	○
	・経営計画および資金計画（別表3）	○	○
	人材育成・就業支援計画（様式2）	○	○
	認定支援機関確認書（様式3）	○	○
添 付 書 類	定款および登記事項証明書 (その他団体等で法人登記がない場合は定款その他の規約)	○	
	直近2期分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (※1)	○	○
	直近2期分の決算報告書がない場合は、申請事業主の代表者の前歴を明らかにした書類 (職務経歴書等) (※2)	○	○
	組織図 (新規雇用失業者の配置部署等を明らかにするもの)	○	○
	事業所一覧 (福井県内に事業所の所在等が分かるもの)	○	○
	法人設立等届出書 (※3)	△	
	個人事業の開廃業届出書		○
	雇用保険適用事業所設置届	○	○
	県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書	○	○
その他 会社案内等 (任意)	○	○	

※1 創業後間もない場合で直近2期分の決算報告書がない場合は、1期目の決算報告書と直近(2期目)の事業状況が分かるものを提出すること。また1期目の決算報告書もない場合は、直近の事業状況がわかるものを提出すること。

※2 創業後間もない場合で直近2期分の決算報告書等がない場合(上記※1により書類を提出する場合は、申請事業主の代表者の前歴を明らかにした書類を提出すること。

※3 登記事項証明において県内の支店等が確認できない場合は、県税事務所または嶺南振興局に提出した法人設立等届出書の写しを提出すること。

注1) 添付書類は、原本の写しで結構です。

注2) 提出書類は、それぞれ3部ご提出ください。